

諮問第18号

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成24年6月27日付け千葉市指令中社二第10号により行った個人情報の不訂正決定は妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 訂正請求

異議申立人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、平成24年6月15日付けで実施機関に対し、自己に関する個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

ところで、千葉市においては、稼働能力を有する生活保護受給者の自立を推進するため「千葉市被保護者就労支援事業」を行っており、当該事業による支援を実施する場合、被保護者の担当ケースワーカーが「就労支援対象者検討票」を作成し、就労支援相談員に提出することとなっている。

本件訂正請求は、実施機関が、異議申立人に対し「千葉市被保護者就労支援事業」による支援を行うに当たり、異議申立人に関して作成した「就労支援対象者検討票」（以下「本件公文書」という。）に記録された自己に関する個人情報のうち、指導経過欄中の「研究職や教授職以外の職についても求職活動を行うよう指導を行っているが、（主）のような学歴を持った者を雇ってくれるところはないと言い」（以下「本件個人情報」という。）を「教育、研究職以外の職についても求職活動を行うように指導を行っている。（主）は、既に報告しているように、教育、研究職以外の職についても求職活動を行ったことがある。面接等の反応から、これまでの経歴に関係が薄い職は、採用する方も躊躇することが分かってきたので、そのような状況を踏まえながら、情報収集を行っていると言い」に訂正するよう求めるものである。

なお、本件個人情報は、平成24年4月24日付け千葉県指令中社二第2号により実施機関が行った個人情報の開示決定に基づき、異議申立人が実施機関から開示を受けたものである。

2 不訂正決定

実施機関は、条例第31条第2項の規定に基づき、本件訂正請求に理由がないとして不訂正決定（以下「本件不訂正決定」という。）を行い、その旨を平成24年6月27日付け千葉県指令中社二第10号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件不訂正決定を不服として、平成24年6月29日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、異議申立てについて平成24年7月31日付け24千中社二第294号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不訂正決定を取消し、本件個人情報について訂正するよう求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 実施機関は、本件個人情報を「特定の時点の事実」ではないと主張するが、異議申立人が以前本件訂正請求とは別の個人情報訂正請求をした際、平成〇年〇月から平成〇年〇月というある程度幅がある期間の事柄について訂正を認めている。そうであれば、本件個人情報も平成〇年〇月から平成〇年〇月という期間の事柄について記録したものであるもので、「特定の時点の事実」といえるはずである。

(2) 実施機関は、本件個人情報は異議申立人の状況を「総合的に評価・判

断」したものであると主張するが、本件個人情報のうち、「研究職や教授職以外の職についても求職活動を行うよう指導を行っている」との部分は、実施機関の行動を表すものであり、「(主)のような学歴を持った者を雇ってくれるところはないと言い」との部分は、誰かが何かを言ったという意味の文章であるから、どちらの部分も異議申立人の状況を「総合的に評価・判断」したものと解することは適切でない。

確かに、本件個人情報の後に続く「他の職に興味を示さない。」という部分が、実施機関の評価であるといえないこともないが、そうであれば、「他の職に興味を示さない」と市は評価している。」のように、明確に担当者の主観に基づく記述であることを示すべきである。

- (3) 実施機関は、本件不訂正決定を行う以前に、本件公文書に記録された本件個人情報以外の情報について部分訂正決定を行った。その際、「他の職に興味を示さない。」という部分は、実施機関の評価・判断であるとして訂正を認めなかったが、仮に、今回本件個人情報の訂正を認めてしまうと、以前不訂正とした「他の職に興味を示さない。」という部分と辻褃が合わなくなり、更なる訂正の必要が生じる。本件不訂正決定は、そのような更なる訂正を回避することを目的とする結論ありきの判断であると伺われる。

第4 実施機関の説明の要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

- 1 本件公文書は、ある特定の日時のやり取りを記録することが目的ではなく、就労支援事業を適切に実行し、異議申立人の早期自立を目指すことを目的として記録したものである。そして、本件個人情報は、「研究職や教授職以外の職についても求職活動を行うよう指導を行っているが、(主)のような学歴を持った者を雇ってくれるところはないと言い、他の職に興味を示さない。」という文章の一部であり、文章全体から見れば、実施機関の指導に対する、異議申立人の態度等を評価したものといえるから、訂正の対象となる事実当たらない。
- 2 上記のとおり、本件個人情報の訂正は必要ないと判断したが、そもそも異議申立人については、実施機関の指導に従わず、他の職種に興味を示さない状態であると評価しているため、仮に異議申立人の主張するように訂正したとしても、そのような評価の下、就労支援事業を実施することに影

響を及ぼさないことから、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内とはいえ、この点からも訂正の必要はない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件個人情報について

本件個人情報は、第2の1に記載のとおりであるので、これを引用する。

異議申立人は、本件個人情報を訂正するよう求めているが、訂正が認められるには、本件個人情報が条例第28条及び第30条の「事実の誤り」に該当し、かつ、本件個人情報の訂正が条例第30条の「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」といえなければならない。

そこで、本件個人情報がこれらの要件に該当するか、以下検討する。

2 条例第28条及び第30条の「事実の誤り」について

訂正の対象となる「事実」とは、氏名、性別、生年月日、住所、本籍、電話番号など、その性質上、客観的に判断できる事項をいい、個人に対する評価・判断など主観的な価値判断を含む事項については除外されるものと解されている。

これを前提に、実施機関は、本件個人情報について、就労指導に対する異議申立人の態度等を「総合的に評価・判断」した記録であると主張するのに対し、異議申立人は、異議申立人の状況を「総合的に評価・判断」したものと解することは、文理上、適切ではないと主張している。

確かに、異議申立人の主張するように、本件個人情報を読点ごとに区分し前後の文脈を考慮せず解釈すれば、異議申立人の態度等について主観的判断を含めず、ありのまま記載された「事実」とみることでもできる。

しかし、本件個人情報は、その後続く「他の職に興味を示さない。」との部分の根拠を示すものであるから、この部分と一体的に解し文全体からその意味を考察するべきであって、本件個人情報のみを切り離して解釈するのは合理的ではない。

そもそも、本件個人情報が記録された本件公文書の作成目的は、就労支援の決定に必要な情報を就労支援相談員に適切に伝えることにあり、そのためには、被保護者の求職活動等の状況や市の指導指示に対する反応等を総合的に評価して記載することが必要不可欠であるといえる。

そうだとすれば、本件個人情報を含む文の趣旨は、「他の職に興味を示さない。」という部分にあるのであって、当該部分が研究職等以外への求職指導に対する異議申立人の態度等に関する総合的な評価を記録したものであることは明らかであるから、本件個人情報についても、これと一体として評価したものと解するのが相当である。

したがって、本件個人情報が条例第28条及び第30条の「事実の誤り」に該当しないことから、条例第30条の「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」の該当性について判断をするまでもなく、本件不訂正決定は妥当である。

なお、本件個人情報が「特定の時点の事実」と解することができるかについて、実施機関と異議申立人の間に争いがあるが、本件の結論に直接影響を及ぼすものではないことから、この点については言及しない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成24年 6月29日	諮問書を受理
平成24年 8月31日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年10月 9日	異議申立人から意見書を受理
平成24年10月19日	審議（第93回審査会）
平成24年12月10日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 （第94回審査会）
平成25年 2月 5日	審議（第95回審査会）
平成25年 3月25日	審議（第96回審査会）